

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 矢巾町大字東徳田第9地割254番地

氏 名 宮 一 夫

昭和28年3月1日生

平成30年2月22日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 矢巾町大字白沢第5地割167番地

氏 名 坂 本 信 行

昭和19年5月5日生

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 矢巾町大字北矢幅第4地割136番地

氏 名 今 野 文 子

昭和22年6月25日生

平成30年2月22日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第2号

紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託の協議に
関し議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙規約を
定め、矢巾町のし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務を紫波町に委託することの協議
に関し、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議
会の議決を求める。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、矢巾町は、し尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を紫波町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、紫波町の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）に定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、矢巾町の負担とし、矢巾町は、あらかじめ、これを紫波町に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、紫波町長及び矢巾町長において協議して定める。この場合において、紫波町長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を矢巾町長に送付しなければならない。

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、全て紫波町の収入とする。

第5条 紫波町長は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して執行するものとする。この場合において、紫波町長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに矢巾町長に提出しなければならない。ただし、委託事務の執行に係る予算に不足が生じた場合には、その都度、協議して定めるものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 紫波町長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を矢巾町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 紫波町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ矢巾町と連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定等の場合の措置及び公表)

第8条 紫波町長は、委託事務の管理及び執行に関する紫波町の条例等の制定又は改廃をしようとする場合は、あらかじめ、その内容を矢巾町長に通知しなければならない。

2 紫波町長は、委託事務の管理及び執行に関する紫波町の条例等の制定又は改廃があった場合においては、速やかに当該条例等の内容を矢巾町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、矢巾町長は、速やかに当該条例等を公表

しなければならない。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、協議の上別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 矢巾町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する紫波町の条例等が、矢巾町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、紫波町長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに矢巾町に返還しなければならない。

議案第3号

農地耕作条件改善事業その1 工事請負契約の締結について

農地耕作条件改善事業その1 工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 農地耕作条件改善事業その1 工事 |
| 2 工 事 場 所 | 矢巾町大字北伝法寺、室岡、岩清水、和味、南矢幅地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による工事請負契約 |
| 4 契 約 金 額 | 54,000,000円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字煙山第10地割28番地 水本重機株式会社 代表取締役 水 本 進 |

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第4号

矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の制定について

矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を
次のように制定する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針（第1条～第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条～第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
- 第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（申請者の要件）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者による提供に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、法第46条第1項の指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1人以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」とい

う。)を置かなければならない。

- 2 前項の介護支援専門員の員数の基準は、1人に、利用者の数が35人を超えて35人又は35人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とする。
- 3 第1項の介護支援専門員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の

閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やか

に当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する文書を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選択により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条及び前条の規定に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立し

た日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用について当該居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス

等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を記載した文書を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対し、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回は、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回は、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1に相当する日数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、当該継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定に基づく指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者によるその趣旨（同項の規定に基づく指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類にあつては、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と、当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護

予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、町（法第41条第10項の規定に基づき同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定に基づき居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）に関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する町への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、指定居宅介護支援の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に、指定居宅介護支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の清潔の保持等)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(運営規程の概要等の掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密の保持等)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場

合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応等)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定に基づき町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関し、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録等の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条の規定による町への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び第3章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）附則第3条の規定により、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。
- 3 この条例の施行の日以前に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第6条の規定（整備法附則第1条第7号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第81条第1項及び第2項に規定する都道府県の条例で定める基準に基づいて指定された町の区域内に所在する指定居宅介護支援事業所の当該指定に係る有効期間は、整備法第6条の規定（整備法附則第1条第7号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法第46条第1項の規定により町が指定したものとみなし、当該有効期間が満了する日までの間、なお効力を有するものとする。
- 4 この条例の施行の日以前に、整備法第6条の規定（整備法附則第1条第7号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第81条第1項及び第2項に規定する都道府県の条例で定める基準に基づいて指定された当該指定に係る指定居宅介護支援事業所は、前項の有効期間が満了する日までの間、当該都道府県の条例で定める基準を満たすことをもって、この条例で定める基準を満たしているものとみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間に限り、介護保険法第81条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準に従い定めるものが、当該厚生労働省令の規定とこの条例の規定（第32条第2項各号列記以外の部分及び第33条において準用する第32条第2項各号列記以外の部分を除く。）とで定めるものが異なる場合は、この条例の規定に相当する指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の規定を適用する。

議案第5号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する
 条例

(矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部改正)

第1条 矢巾町町税外歳入等徴収条例(昭和42年矢巾町条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (趣旨) 第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項及び第3項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入(以下「納入金」という。)並びに納入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨) 第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項及び第3項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料、 <u>過料</u> その他の歳入(以下「納入金」という。)並びに納入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。 |
| 備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。 | |

(矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第10号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子供の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) [略] (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) [略] 2 [略] | (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子供の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) [略] (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) [略] 2 [略] |
| 備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。 | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|---|----------------------|------------------------------|
| 別表第3 等級別基準職務表（第4条の2関係） | | 別表第3 等級別基準職務表（第4条関係） | |
| ア 行政職給料表等級別基準職務表 | | ア 行政職給料表等級別基準職務表 | |
| 職務の級 | 標準的な職務 | 職務の級 | 標準的な職務 |
| [略] | | [略] | |
| 5級 | (1) 事務局等の長又は室長の職務 (2)・(3) [略] | 5級 | (1) 室長の職務 (2)・(3) [略] |
| 6級 | (1) 課長又は <u>困難な業務を行う</u> 事務局等の長 の職務 (2) [略] | 6級 | (1) 課長又は事務局等の長の職務 (2) [略] |
| イ [略] | | イ [略] | |
| [略] | | [略] | |
| 備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。 | | | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 〔新設〕 | <p><u>（多機能端末機又は窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付）</u> <u>第13条の2 被登録者は、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用できるものに限る。）を使用して多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は町長が指定する窓口専用端末機に必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> |
| 備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。 | |

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

議案第8号

矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和54年矢巾町条例第32号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和54年矢巾町条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険の保険給付費（老人保健拠出金及び後期高齢者支援金を含む。）及び保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合</u>の財源に充てるため、矢巾町国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>毎年度</u>国民健康保険事業特別会計（以下「国保特別会計」という。）歳入歳出予算で定める。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険事業の健全な財政運営の財源に充てるため、矢巾町国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険事業特別会計（以下「国保特別会計」という。）歳入歳出予算で定める。</p> |
| 備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。 | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年矢巾町条例第30号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年矢巾町条例第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の<u>提出方法</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地区計画等の原案の提示方法)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)</p> <p>第3条 地区計画等の原案に対する意見の提出は、前条の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を町長に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の意見書を提出できる者は、地区計画等の原案に係る区域内の土地の所有者又は<u>その他都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第10条の4に規定する利害関係を有する者</u>とする。</p> <p>〔新設〕</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項及び第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の<u>提出方法並びに地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案の申出（以下「地区計画等に関する申出」という。）の方法</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地区計画等の原案の提示方法)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第3条 <u>町長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)</p> <p>第4条 地区計画等の原案に対する意見の提出は、<u>第2条の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を町長に提出して行うものとする。</u></p> <p>2 前項の意見書を提出できる者は、地区計画等の原案に係る区域内の土地の所有者又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第10条の4に規定する利害関係を有する者とする。</p> <p>(地区計画等に関する申出の方法)</p> <p>第5条 <u>法第16条第3項の規定による申出の方法は、地区計画等に関する申出の内容を記載した申出書を町長に提出して行うものとする。</u></p> <p>2 前項の申出は、次に掲げるところに従って行うものとする。</p> <p>(1) <u>申出に係る内容が、法、政令その他の法令に適合すること。</u></p> <p>(2) <u>申出に係る内容が、矢巾町総合計画その他の諸計画、方針等との整合性を有するものであること。</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>[新設]</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 [略]</p> | <p>(3) <u>申出に係る区域内の土地（国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されているものを除く。）の所有者及び政令第10条の4に規定する利害関係を有する者の3分の2以上の同意を得ていること。</u></p> <p>(4) <u>申出に係る区域が、道路、鉄道その他恒久的な施設又は河川、水路等によって区画され、かつ、その面積が0.5ヘクタール以上であること。ただし、当該区域の周囲の道路、河川その他樹木等の区域を区切る地物の配置により当該面積が0.5ヘクタール未満であっても良好な環境の街区の整備に支障がないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(申出に対する措置)</u></p> <p>第6条 <u>町長は、前条に規定する申出があった場合に必要があると認めるときは、当該申出に係る地区計画等の案を作成する等必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する場合において、町長は、必要に応じて当該申出に係る内容について矢巾町都市計画審議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 [略]</p> |
| <p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p> | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第10号

矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町野外活動施設設置条例（平成2年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例

矢巾町野外活動施設設置条例（平成2年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(使用期間)</p> <p>第3条 野外施設の使用期間は、4月1日から11月30日までとする。 ただし、町長（指定管理者（矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年矢巾町条例第1号）第6条の規定により指定を受けた者）が指定されたときは、指定管理者。以下次条及び第5条において同じ。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>[新設]</p> | <p>(使用期間)</p> <p>第3条 野外施設の使用期間は、4月1日から11月30日までとする。 ただし、町長（指定管理者（矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年矢巾町条例第1号）第6条の規定により指定を受けた者）が指定されたときは、指定管理者。以下次条、第5条、第7条及び第8条において同じ。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p><u>(行為の禁止)</u></p> <p>第7条 野外施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>公の秩序又は風紀を乱すこと。</u></p> <p>(2) <u>施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失すること。</u></p> <p>(3) <u>樹木を伐採し、又は植物を採取すること。</u></p> <p>(4) <u>ごみその他の廃棄物を捨てること。</u></p> <p>(5) <u>町長が指定した場所以外の場所で、火気を使用すること。</u></p> <p>(6) <u>指定された場所以外の場所に車両を進入させ、又は駐車若しくは停車をすること。</u></p> <p>(7) <u>許可無く張り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、野外施設の管理に支障がある行為をすること。</u></p> <p>2 <u>町長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止、原状回復、野外施設からの退去その他必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p><u>(使用の禁止又は制限)</u></p> <p>第8条 <u>町長は、野外施設の損壊、有害鳥獣の発生その他の理由によ</u></p> |
| <p>[新設]</p> | |

(使用料)

第7条 [略]

(利用料金)

第8条 [略]

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上特に必要と認めるときは、第7条に規定する使用料（指定管理者が管理する施設にあつては、利用料金）の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第10条 [略]

(指定管理者の業務)

第11条 野外施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、使用許可を取り消すこと。
- (2) 第4条の許可を行うこと。
- (3) 第5条の規定に基づき、許可を取り消すこと。
- (4)・(5) [略]

2 [略]

(委任)

第12条 [略]

別表（第7条関係）

[略]

りその使用が危険であると認められる場合又は野外施設の工事、修繕その他の理由によりやむを得ないと認められる場合において、野外施設を保全し、又は野外施設を使用者の危険を防止するため、区域を定めて、野外施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第9条 [略]

(利用料金)

第10条 [略]

(使用料の減免)

第11条 町長は、公益上特に必要と認めるときは、第9条に規定する使用料（指定管理者が管理する施設にあつては、利用料金）の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第12条 [略]

(指定管理者の業務)

第13条 野外施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定により、使用許可を取り消すこと。
- (2) 使用許可を行うこと。
- (3) 第5条の規定により、許可を取り消すこと。
- (4)・(5) [略]

2 [略]

(委任)

第14条 [略]

別表（第9条関係）

[略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,500円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 政令第39条第1項第6号に掲げる地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 <u>82,000円</u></p> <p>(7) 政令第39条第1項第7号に掲げる合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 <u>88,900円</u></p> <p>(8) 政令第39条第1項第8号に掲げる合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 <u>102,600円</u></p> <p>(9) 政令第39条第1項第9号に掲げる合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 <u>116,200円</u></p> <p>(10) 政令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>126,500円</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,000円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58,500円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>58,500円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(6) 政令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>(7) 政令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>101,400円</u></p> <p>(8) 政令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>117,000円</u></p> <p>(9) 政令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>132,600円</u></p> <p>(10) 政令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>144,300円</u></p> <p><u>2 平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第6号イの町の定める額は、120万円とする。</u></p> <p><u>3 平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第7号イの町の定める額は、200万円とする。</u></p> <p><u>4 平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第8号イの町</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>〔新設〕</p> <p>2 <u>前項第1号</u>に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,700円</u>とする。</p> <p>第23条 被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> | <p><u>の定める額は、300万円とする。</u></p> <p>5 <u>平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第9号イの町</u> <u>の定める額は、410万円とする。</u></p> <p>6 <u>第1項第1号</u>に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>35,100円</u>とする。</p> <p>第23条 被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> |
| <p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p> | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の矢巾町介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第12号

矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 矢巾町後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）<u>第55条第1項</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際矢巾町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等</u>をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際矢巾町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際矢巾町に住所を有していた被保険者</p> <p>[新設]</p> <p>附 則 <u>(平成20年度における保険料の徴収の特例)</u> 第2条 <u>平成20年度における被扶養者であった被保険者</u>（法第99条第</p> | <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）<u>第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際矢巾町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等</u>をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際矢巾町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際矢巾町に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により矢巾町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>附 則</p> <p>[削除]</p> |

2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第5期 翌年2月1日から同月末日まで

第6期 翌年3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

3 平成20年度において、第1項に定める以外の被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第9期 翌年3月1日から同月31日まで

4 平成20年度において、第1項に定める以外の被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「7月1日以後における町長が別に定める時期とする」と

する。

(延滞金の割合の特例)

第3条 [略]

(延滞金の割合の特例)

第2条 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第13号

矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 〔略〕</p> <p>第3章の2 〔略〕</p> <p>第1節～第4節 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 趣旨及び基本方針（<u>第60条の21・第60条の22</u>）</p> <p>第2款 人員に関する基準（<u>第60条の23・第60条の24</u>）</p> <p>第3款 設備に関する基準（<u>第60条の25・第60条の26</u>）</p> <p>第4款 運営に関する基準（<u>第60条の27—第60条の38</u>）</p> <p>第4章～第9章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 〔略〕</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 〔略〕</p> <p>第3章の2 〔略〕</p> <p>第1節～第4節 〔略〕</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の21・第60条の22）</u></p> <p><u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 趣旨及び基本方針（<u>第60条の23・第60条の24</u>）</p> <p>第2款 人員に関する基準（<u>第60条の25・第60条の26</u>）</p> <p>第3款 設備に関する基準（<u>第60条の27・第60条の28</u>）</p> <p>第4款 運営に関する基準（<u>第60条の29—第60条の40</u>）</p> <p>第4章～第9章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第2項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の4第3項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 〔略〕</p> |

〔新設〕

(6) 〔略〕

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等)

第4条 〔略〕

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)

(2)～(4) 〔略〕

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

(7) 〔略〕

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等)

第4条 〔略〕

2 法第78条の2第5項の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請に限る。である者とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)

(2)～(4) 〔略〕

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次

のとおりとする。

(1) [略]

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3)・(4) [略]

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3・4 [略]

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

のとおりとする。

(1) [略]

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3)・(4) [略]

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3・4 [略]

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) 〔略〕

〔新設〕

6 〔略〕

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 〔略〕

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、同条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期

(1)～(11) 〔略〕

(12) 介護医療院

6 〔略〕

7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 〔略〕

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、同条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期

巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第33条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けられることができる。

4 〔略〕

（地域との連携等）

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会

巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第33条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けられることができる。

4 〔略〕

（地域との連携等）

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会

議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2・3 〔略〕

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2・3 〔略〕

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

2 〔略〕

(訪問介護員等の員数)

第48条 〔略〕

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士又は指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

〔新設〕

2 〔略〕

(訪問介護員等の員数)

第48条 〔略〕

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士又は指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの) あつては、3年以上 サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス
(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ

スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通過せる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通過せる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する

指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（2）共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の22 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに第4節（第60条の19を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある

第5節 〔略〕

(趣旨)

第60条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 〔略〕

(従業者の員数)

第60条の23 〔略〕

(管理者)

のは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 〔略〕

(趣旨)

第60条の23 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の33第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の24 〔略〕

(従業者の員数)

第60条の25 〔略〕

(管理者)

第60条の24 〔略〕

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所の利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、9人以下とする。

(設備、備品等)

第60条の26 〔略〕

(内容及び手続の説明並びに同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、第60条の34に規定する運営規程の概要、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡の体制、第60条の38において準用する第60条の13第1項に規定する療養通所介護従業者の勤務の体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 〔略〕

(心身の状況等の把握)

第60条の28 〔略〕

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 〔略〕

(具体的取扱方針)

第60条の30 〔略〕

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 〔略〕

第60条の26 〔略〕

(利用定員)

第60条の27 指定療養通所介護事業所の利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、18人以下とする。

(設備、備品等)

第60条の28 〔略〕

(内容及び手続の説明並びに同意)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、第60条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡の体制、第60条の38において準用する第60条の13第1項に規定する療養通所介護従業者の勤務の体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 〔略〕

(心身の状況等の把握)

第60条の30 〔略〕

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の31 〔略〕

(具体的取扱方針)

第60条の32 〔略〕

(療養通所介護計画の作成)

第60条の33 〔略〕

(緊急時等の対応)

第60条の32 〔略〕

(管理者の責務)

第60条の33 〔略〕

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおこななければならない。

(1)～(9) 〔略〕

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 〔略〕

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 〔略〕

(記録等の整備)

第60条の37 〔略〕

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60

(緊急時等の対応)

第60条の34 〔略〕

(管理者の責務)

第60条の35 〔略〕

(運営規程)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めおこななければならない。

(1)～(9) 〔略〕

(緊急時対応医療機関)

第60条の37 〔略〕

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の38 〔略〕

(記録等の整備)

第60条の39 〔略〕

(準用)

第60条の40 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の29に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」

条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

(利用定員等)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(利用定員等)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能

(従業者の員数等)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型

型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 [略]

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

| | |
|--|--|
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 |
| 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知 |

居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 [略]

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

| | |
|---|--|
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 |
| 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 |
|---|----------------------------------|

| | |
|------|-----------|
| 介護職員 | 看護師又は准看護師 |
|------|-----------|

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 〔略〕

（管理者）

第84条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複

| | |
|--|------------------------------|
| （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院 | 通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 |
|--|------------------------------|

| | |
|------|-----------|
| 介護職員 | 看護師又は准看護師 |
|------|-----------|

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 〔略〕

（管理者）

第84条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事

合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条及び第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第104条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（管理者）

第112条 〔略〕

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型

業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条及び第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第104条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（管理者）

第112条 〔略〕

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定

共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第118条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われなければならない。

2～6 [略]

[新設]

7 [略]

(協力医療機関等)

認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第118条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われなければならない。

2～6 [略]

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 [略]

(協力医療機関等)

第126条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第131条 〔略〕

(1)～(4) 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。

5・6 〔略〕

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療

第126条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第131条 〔略〕

(1)～(4) 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。

5・6 〔略〕

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若

法士又は介護支援専門員

(2) 〔略〕

〔新設〕

8～10 〔略〕

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第139条 〔略〕

2～5 〔略〕

〔新設〕

6 〔略〕

(従業者の員数)

第152条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉

しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) 〔略〕

(3) 介護医療院 介護支援専門員

8～10 〔略〕

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第139条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 〔略〕

(従業者の員数)

第152条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この

施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 〔略〕

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(3) 〔略〕

〔新設〕

9～17 〔略〕

(サービス提供困難時の対応)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第158条 〔略〕

2～5 〔略〕

〔新設〕

6 〔略〕

〔新設〕

(1) 〔略〕

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 〔略〕

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～17 〔略〕

(サービス提供困難時の対応)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第158条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 〔略〕

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、

(運営規程)

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

[新設]

(6) [略]

(7) [略]

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第183条 [略]

2～7 [略]

[新設]

8 [略]

(運営規程)

第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

[新設]

(7) [略]

第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 緊急時等における対応方法

(7) [略]

(8) [略]

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第183条 [略]

2～7 [略]

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 [略]

(運営規程)

第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 緊急時等における対応方法

(8) [略]

(8) [略]

(従業者の員数等)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

(9) [略]

(従業者の員数等)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事

2～5 〔略〕

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2人以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 〔略〕

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて

7 [略]

(1)～(4) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業

〔新設〕

8 〔略〕

9 〔略〕

〔新設〕

10 〔略〕

(管理者)

第193条 〔略〕

〔新設〕

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 〔略〕

12 〔略〕

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

14 〔略〕

(管理者)

第193条 〔略〕

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。

2 [略]

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

| 登録定員 | 利用定員 |
|------|------|
| [略] | [略] |

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

(設備及び備品等)

第196条 [略]

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 [略]

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

| 登録定員 | 利用定員 |
|------|------|
| [略] | [略] |

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで

(設備及び備品等)

第196条 [略]

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 〔略〕
- (2) 宿泊室
ア～エ 〔略〕
〔新設〕

3・4 〔略〕

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第200条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 〔略〕

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 〔略〕
- (2) 宿泊室
ア～エ 〔略〕

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3・4 〔略〕

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第200条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 〔略〕

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの

は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

1～6 〔略〕

7 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第16条において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させ

は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

1～6 〔略〕

7 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第16条において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させ

るための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) [略]

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第153条第1項第8号及び第181条第1項第4号の規定にか

るための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) [略]

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第153条第1項第8号及び第181条第1項第4号の規定

かわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

〔新設〕

〔新設〕

にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

10 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1）機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2）生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

11 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行わ

れると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第14号

矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年矢巾町条例第20号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年矢巾町条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 〔略〕</p> | <p>第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 〔略〕</p> |

2～7 [略]

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 [略]

(従業者の員数等)

第45条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

| | |
|----------------|----------------|
| 当該指定介護予防小規模多機能 | 当該指定介護予防小規模多機能 |
|----------------|----------------|

2～7 [略]

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 [略]

(従業者の員数等)

第45条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

| | |
|----------------|----------------|
| 当該指定介護予防小規模多機能 | 当該指定介護予防小規模多機能 |
|----------------|----------------|

| | |
|---|--|
| 型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 |
| 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 |
| 介護職員 | 看護師又は准看護師 |

7～13 〔略〕
(管理者)

第46条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

| | |
|--|--|
| 型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 |
| 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は <u>介護医療院</u> | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 |
| 介護職員 | 看護師又は准看護師 |

7～13 〔略〕
(管理者)

第46条 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第61条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第73条 [略]

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第61条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第73条 [略]

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第79条 [略]

2 [略]

[新設]

(協力医療機関等)

第84条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第79条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(協力医療機関等)

第84条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第15号

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第4条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>〔新設〕</p> | <p><u>（基本方針）</u></p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる</u>こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及</u></p> |

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

4 〔略〕

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) 〔略〕

7 〔略〕

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

5 〔略〕

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) 〔略〕

8 〔略〕

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 〔略〕

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) 〔略〕

〔新設〕

(15)～(19) 〔略〕

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21) 〔略〕

〔新設〕

(22)～(26) 〔略〕

(1)～(8) 〔略〕

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) 〔略〕

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15)～(19) 〔略〕

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第21号の2において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21) 〔略〕

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22)～(26) 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第16号

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例（平成27年矢巾町条例第29号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例（平成27年矢巾町条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|--|----------------|--------------|--------|-------------|----------------|--------------|--------|
| 別表第1（第6条関係） | | | | 別表第1（第6条関係） | | | |
| 職種 | 月額（円） | 日額（円） | 時間額（円） | 職種 | 月額（円） | 日額（円） | 時間額（円） |
| [略] | | | [略] | [略] | | | [略] |
| 保育士 | <u>157,500</u> | <u>7,500</u> | | 保育士 | <u>161,700</u> | <u>7,700</u> | |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 備考 [略] | | | | 備考 [略] | | | |
| 備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。 | | | | | | | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第17号

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢巾町条例第33号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢巾町条例第33号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------------|--|--|-------------|-----|--|
| 別表第2（第3条関係） | | | 別表第2（第3条関係） | | |
| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 | 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 1 町長 | 児童福祉法による保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの | 〔削除〕 | | |
| 2 町長 | 〔略〕 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 1 町長 | 〔略〕 | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 3 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 2 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 4 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 3 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 5 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 4 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 6 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 5 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 7 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 6 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 8 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 7 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 9 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 8 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 10 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 | 9 町長 | 〔略〕 | 〔略〕 |

| | | |
|--------------|-----|-----|
| <u>11</u> 町長 | [略] | [略] |
| <u>12</u> 町長 | [略] | [略] |
| <u>13</u> 町長 | [略] | [略] |

| | | |
|--------------|-----|-----|
| <u>10</u> 町長 | [略] | [略] |
| <u>11</u> 町長 | [略] | [略] |
| <u>12</u> 町長 | [略] | [略] |

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について

矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例（平成24年矢巾町条例第16号）を廃止する条例を次のように定める。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例
矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例（平成24年矢巾町条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第19号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準ずることとされている同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

町道廃止路線図(1/2)

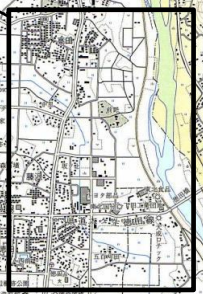
この地図の作成に当たっては、国土地理院の承諾を得て、国土地理院の「地形図及び地形図データ」(国土地理院)のデータを使用しております。(国土地理院 国土地理院)

岩手県 紫波郡 矢巾町全図



町道廃止路線 1~4

別紙 2/2

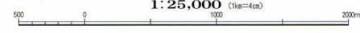


| 凡 例 | | | |
|-----|------|--------|---|
| ● | 神社 | 石 | 組 |
| ○ | 寺院 | コンクリート | 被 |
| △ | 小・中 | 線 | 産 |
| □ | 高等学校 | 二 | 築 |
| ◇ | 大学 | 三 | 界 |
| ○ | 役場 | 四 | 市 |
| ○ | 郵便局 | 五 | 村 |
| ○ | 変電所 | 六 | 組 |
| ○ | 変電所 | 七 | 界 |
| ○ | 変電所 | 八 | 田 |
| ○ | 変電所 | 九 | 園 |
| ○ | 変電所 | 十 | 産 |
| ○ | 変電所 | 十一 | 業 |
| ○ | 変電所 | 十二 | 林 |
| ○ | 変電所 | 十三 | 地 |
| ○ | 変電所 | 十四 | 産 |
| ○ | 変電所 | 十五 | 業 |
| ○ | 変電所 | 十六 | 林 |
| ○ | 変電所 | 十七 | 地 |
| ○ | 変電所 | 十八 | 産 |
| ○ | 変電所 | 十九 | 業 |
| ○ | 変電所 | 二十 | 林 |
| ○ | 変電所 | 二十一 | 地 |
| ○ | 変電所 | 二十二 | 産 |
| ○ | 変電所 | 二十三 | 業 |
| ○ | 変電所 | 二十四 | 林 |
| ○ | 変電所 | 二十五 | 地 |
| ○ | 変電所 | 二十六 | 産 |
| ○ | 変電所 | 二十七 | 業 |
| ○ | 変電所 | 二十八 | 林 |
| ○ | 変電所 | 二十九 | 地 |
| ○ | 変電所 | 三十 | 産 |
| ○ | 変電所 | 三十一 | 業 |
| ○ | 変電所 | 三十二 | 林 |
| ○ | 変電所 | 三十三 | 地 |
| ○ | 変電所 | 三十四 | 産 |
| ○ | 変電所 | 三十五 | 業 |
| ○ | 変電所 | 三十六 | 林 |
| ○ | 変電所 | 三十七 | 地 |
| ○ | 変電所 | 三十八 | 産 |
| ○ | 変電所 | 三十九 | 業 |
| ○ | 変電所 | 四十 | 林 |
| ○ | 変電所 | 四十一 | 地 |
| ○ | 変電所 | 四十二 | 産 |
| ○ | 変電所 | 四十三 | 業 |
| ○ | 変電所 | 四十四 | 林 |
| ○ | 変電所 | 四十五 | 地 |
| ○ | 変電所 | 四十六 | 産 |
| ○ | 変電所 | 四十七 | 業 |
| ○ | 変電所 | 四十八 | 林 |
| ○ | 変電所 | 四十九 | 地 |
| ○ | 変電所 | 五十 | 産 |

矢巾町役場

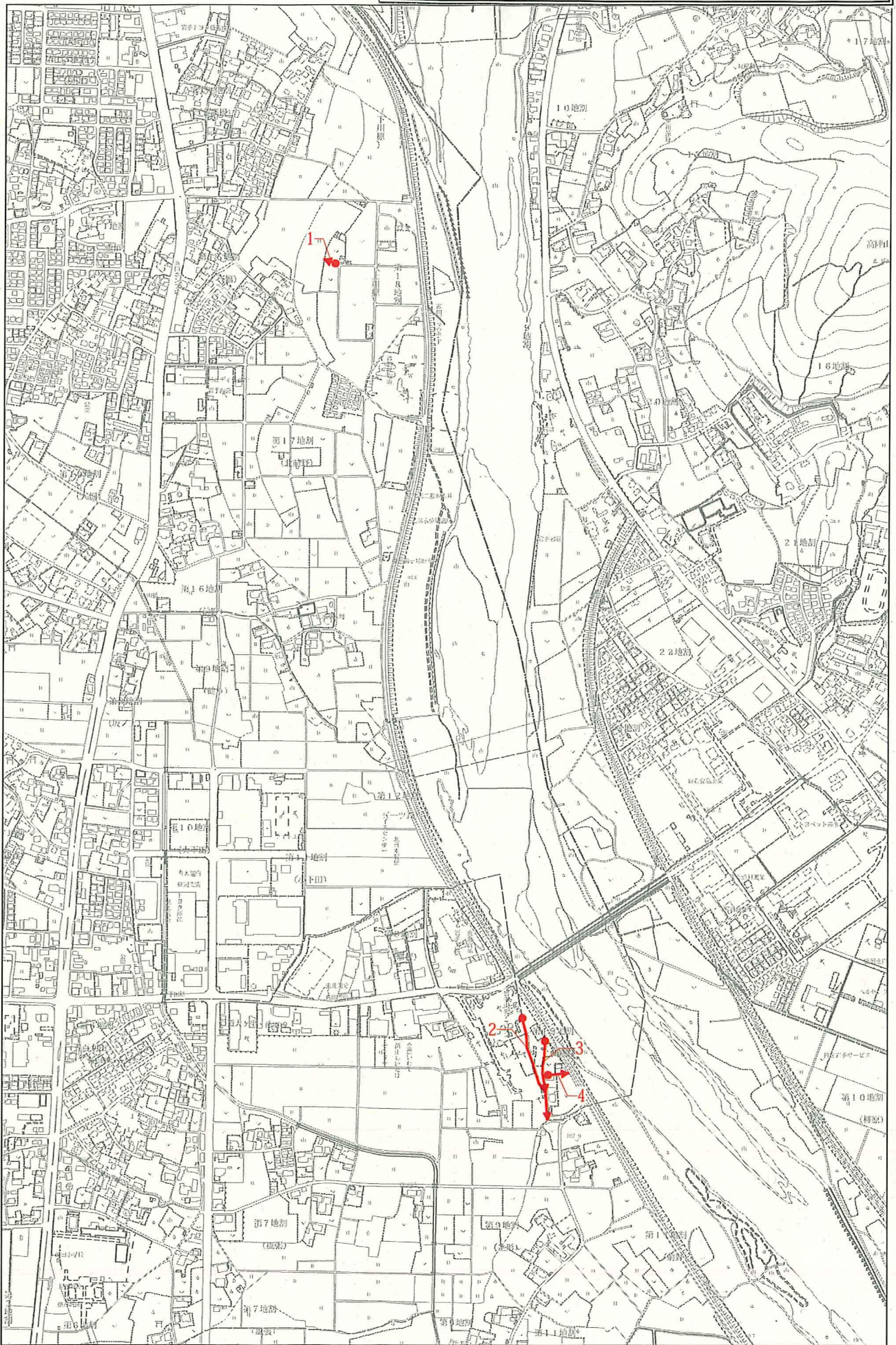
平成19年10月

1:25,000 (1cm=40m)



北海道地図株式会社盛岡支店
電話 (019) 652-3161

町道廃止路線図 (2/2)



議案第20号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

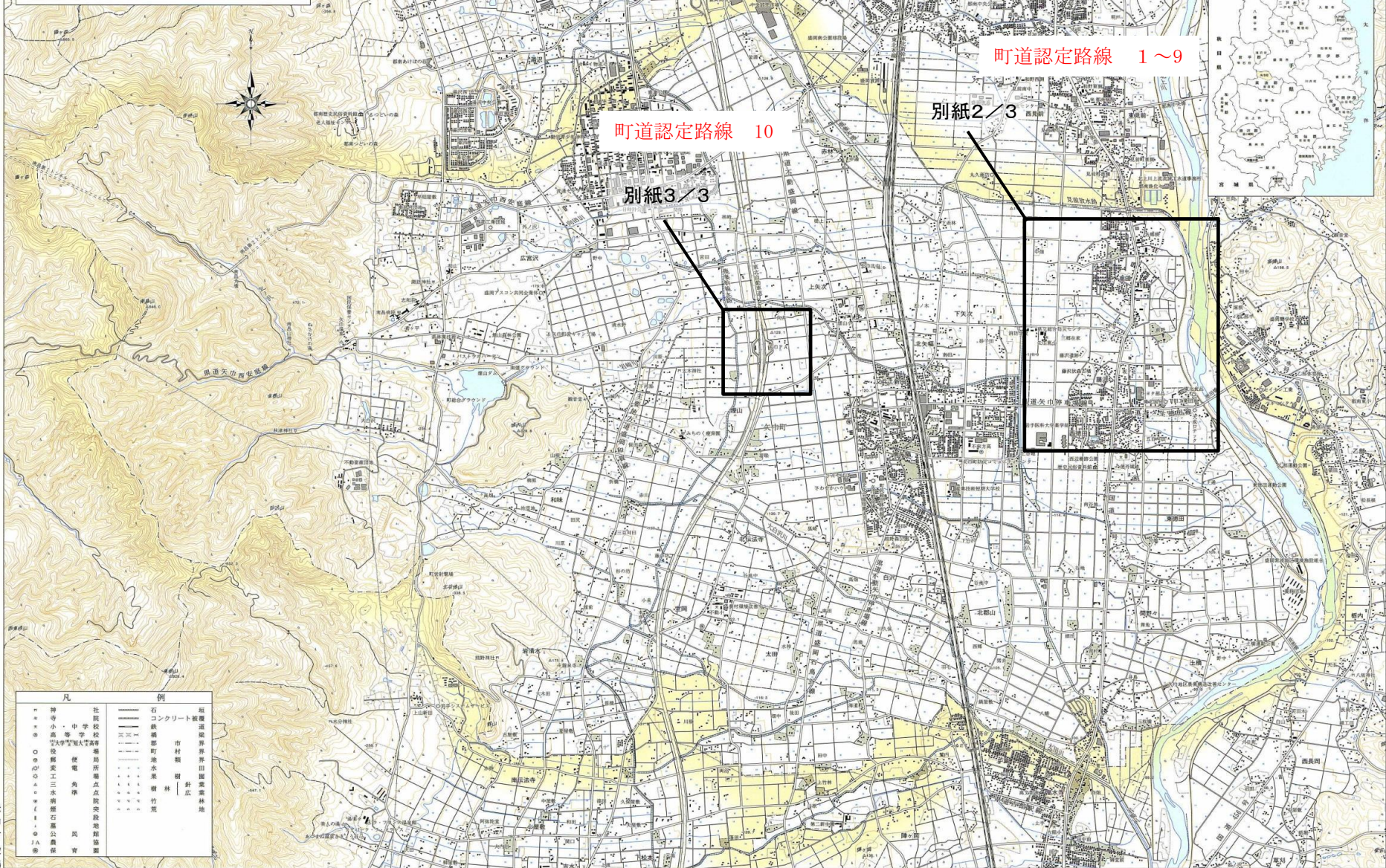
(1/1)

| 番号 | 路線 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 延長(m) |
|----|----------|-------------|----------------|----------------|-------|
| 1 | 2743 | 名郷根10号線 | 高田第14地割22番1地先 | 高田第14地割22番1地先 | 63.0 |
| 2 | 2744 | 上川原1号線 | 高田第18地割101番1地先 | 高田第18地割99番1地先 | 41.8 |
| 3 | 2745 | 高田エクセル団地1号線 | 高田第16地割6番12地先 | 高田第16地割6番13地先 | 35.3 |
| 4 | 2746 | 高田エクセル団地2号線 | 高田第16地割6番13地先 | 高田第16地割6番35地先 | 186.6 |
| 5 | 2747 | 高田エクセル団地3号線 | 高田第16地割10番16地先 | 高田第16地割10番18地先 | 34.5 |
| 6 | 2748 | 高田エクセル団地4号線 | 高田第16地割6番20地先 | 高田第16地割24番地先 | 23.7 |
| 7 | 2749 | 藤柳原2号線 | 西徳田第8地割211番地先 | 藤沢第13地割16番1地先 | 88.3 |
| 8 | 2750 | 医大1号線 | 藤沢第1地割2番1地先 | 藤沢第2地割167番1地先 | 49.8 |
| 9 | 2751 | 医大2号線 | 藤沢第2地割29番1地先内 | 藤沢第2地割29番1地先内 | 112.4 |
| 10 | 2752 | 堤川目線 | 煙山第19地割118番1地先 | 煙山第19地割78番5地先 | 239.5 |
| | | | | 合計 | 874.9 |

町道認定路線図(1/3)

この図面の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、国土地理院の5万分の1地形図及び1万分の10地形図を基に作成した。

岩手県 紫波郡 矢巾町全図



| 凡 例 | |
|-----|-----------------------|
| ● | 神社 |
| ○ | 寺 |
| △ | 小 学 校 |
| ◇ | 中 学 校 |
| □ | 高 等 学 校 |
| ○ | 学 大 学 学 院 大 学 高 等 学 校 |
| ○ | 役 所 |
| ○ | 電 気 局 |
| ○ | 変 電 所 |
| ○ | 工 場 |
| ○ | 三 角 碑 |
| ○ | 湧 出 点 |
| ○ | 水 井 |
| ○ | 石 段 |
| ○ | 民 宅 |
| ○ | 公 園 |
| ○ | 保 育 園 |
| ○ | 石 造 建 物 |
| ○ | コンクリート 被 覆 |
| ○ | 鉄 道 |
| ○ | 市 界 |
| ○ | 郡 界 |
| ○ | 町 界 |
| ○ | 水 系 |
| ○ | 果 樹 林 |
| ○ | 針 葉 樹 林 |
| ○ | 竹 叢 |
| ○ | 組 織 区 界 |
| ○ | 組 織 界 |
| ○ | 組 界 |
| ○ | 田 界 |
| ○ | 畑 界 |
| ○ | 林 界 |
| ○ | 廣 告 |
| ○ | 地 籍 地 |

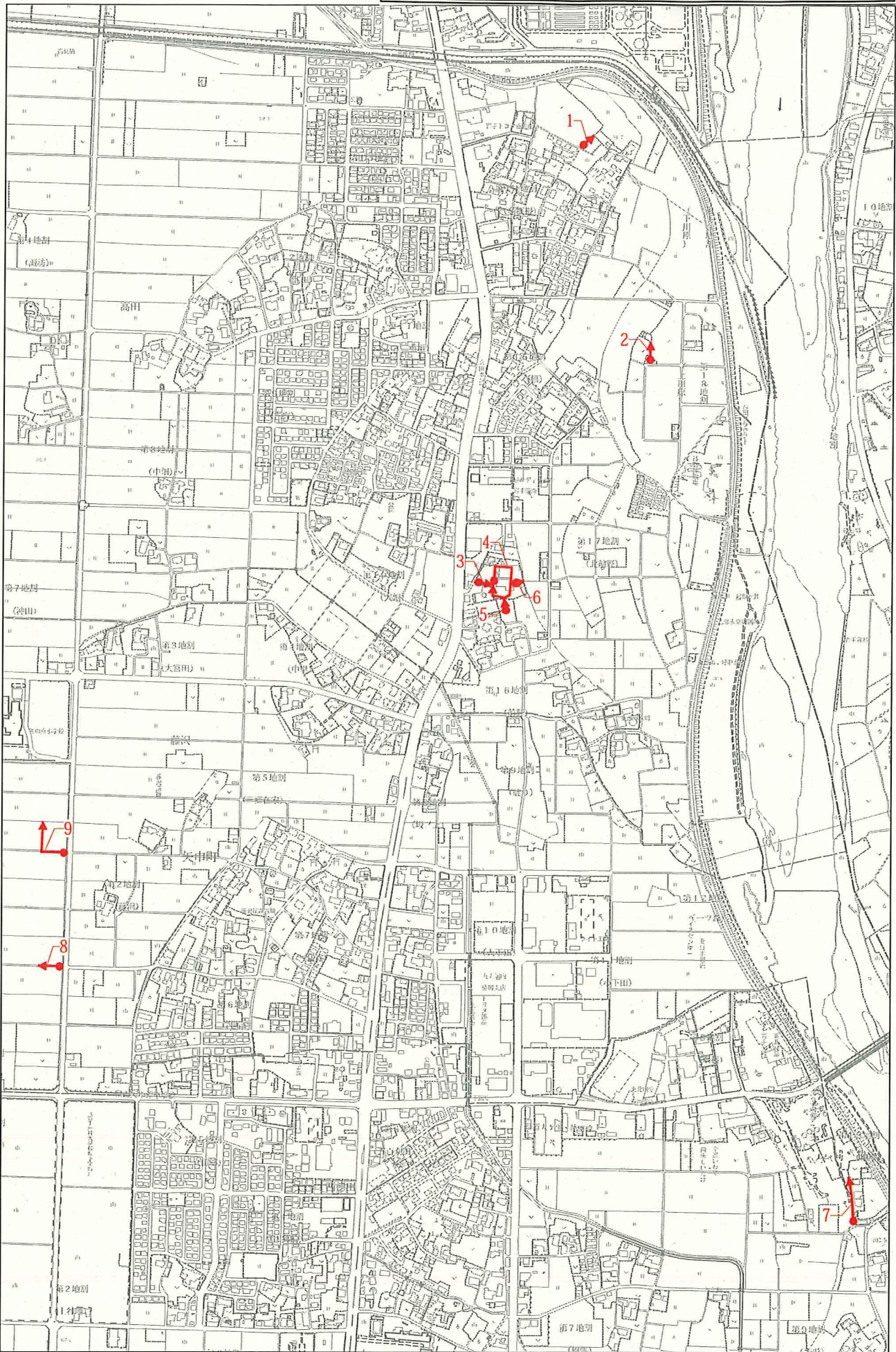
矢巾町役場

平成19年10月

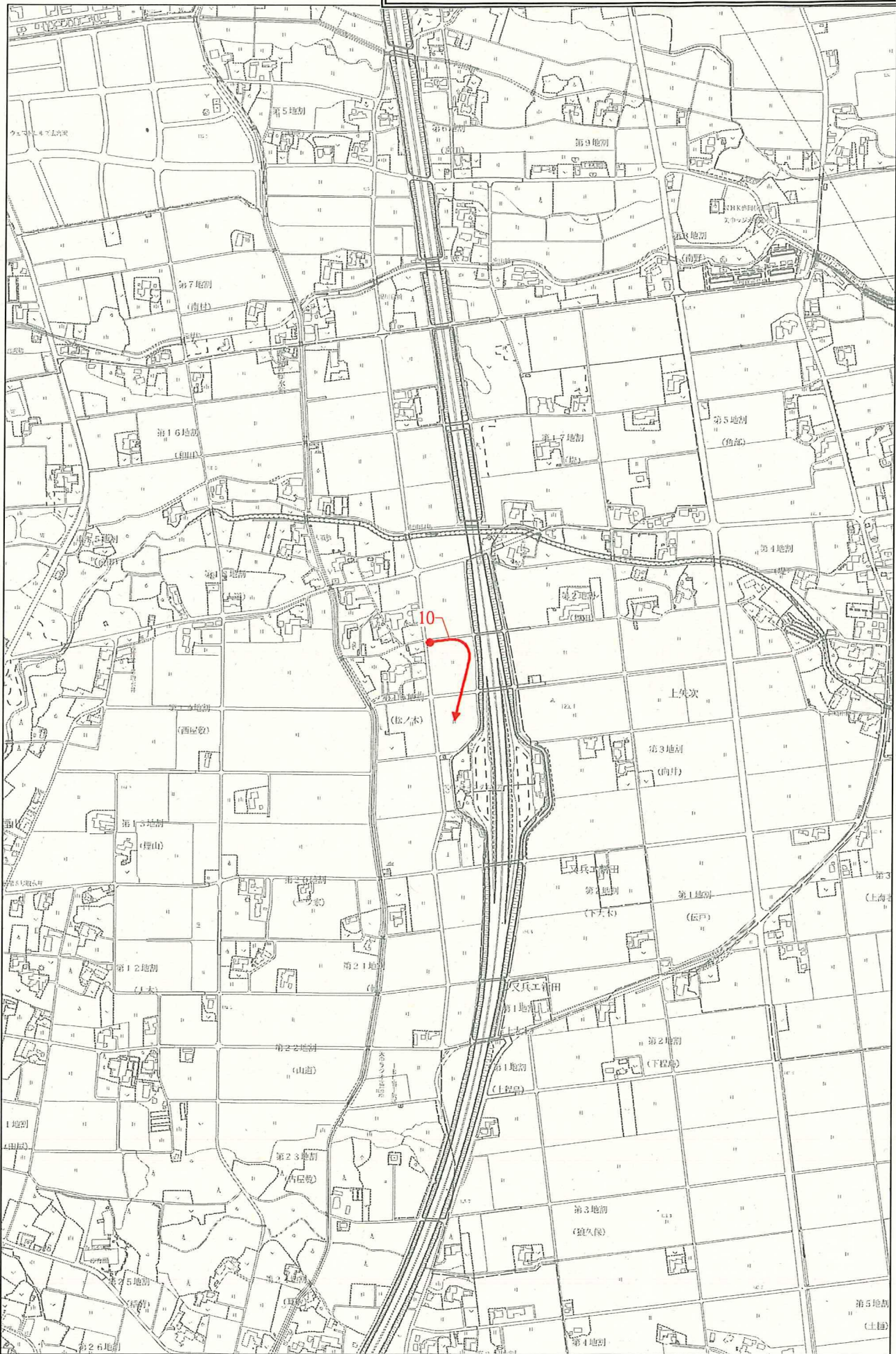
1:25,000 (1cm=4m)

北海道地図株式会社盛岡支店
電話 (019) 652-3161

町道認定路線図 (2/3)



町道認定路線図 (3/3)



議案第21号

字の区域変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

記

変更調書は、別添のとおり。

平成30年 2月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

変更調書

| | | | 変更前 | | | | | 変更後 | | |
|------------|-------|------|---|--|---|--|--|-------|------|--|
| 市町村 | 町・大字 | 字 | 地番 | | | | | 町・大字 | 字 | |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第4地割 | 81-5の一部 81-18の一部 86-7 86-12の一部 86-17 87-10 87-18 89-4 90-4 135-2 148-1の一部 | 81-14の一部 86-1 86-8 86-13 87-2 87-11 87-19 89-7の一部 128-4 135-3 157の一部 | 81-15の一部 86-3の一部 86-9 87-6の一部 87-12 87-20 89-8の一部 128-5 135-4 | 81-16の一部 86-5 86-10 86-14の一部 87-8の一部 87-13 87-21 89-9の一部 131-2 136-2の一部 | 81-17の一部 86-6 86-11 86-15の一部 87-9 87-14 87-22 90-2 135-1 137-2の一部 | 又兵エ新田 | 第5地割 | |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第4地割 | 81-1の一部 81-19 86-14の一部 89-8の一部 154-1の一部 | 81-5の一部 81-20 86-15の一部 89-9の一部 156の一部 | 81-11の一部 81-21 87-6の一部 129の一部 157の一部 | 81-13の一部 86-3の一部 87-8の一部 136-2の一部 | 81-18の一部 86-12の一部 89-7の一部 153-2 | 又兵エ新田 | 第6地割 | |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第5地割 | 65-1の一部 96-6の一部 96-16の一部 | 95-12の一部 96-8の一部 97-3の一部 | 95-13の一部 96-10の一部 | 95-14の一部 96-11の一部 | 95-15の一部 96-12 | 又兵エ新田 | | |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第7地割 | 265-2の一部 | | | | | | | |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第8地割 | 73-3の一部 | | | | | | | |
| 紫波郡 矢巾町 | 南矢幅 | 第7地割 | 1-6の一部 | 1-8の一部 | 1-10の一部 | 1-11の一部 | 5-2の一部 | | | |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第6地割 | 181-2の一部 | | | | | 又兵エ新田 | 第7地割 | |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第6地割 | 128の一部 131一部 189の一部 | 129-1の一部 132の一部 199の一部 | 129-2の一部 185の一部 | 129-3の一部 186の一部 | 130の一部 187の一部 | | 第8地割 | |
| 紫波郡 矢巾町 | 南矢幅 | 第7地割 | 12-1の一部 98の一部 126の一部 131の一部 204の一部 285の一部 349の一部 | 12-2の一部 99の一部 127の一部 132の一部 205の一部 289 | 12-3の一部 100の一部 128の一部 133の一部 279の一部 290の一部 351-1の一部 | 94の一部 125-1の一部 129の一部 203-1の一部 280 294の一部 | 97の一部 125-2の一部 130の一部 203-2の一部 283の一部 347の一部 | 又兵エ新田 | | |

変更調書

| | | | 変更前 | | | | | 変更後 | |
|------------|-------|-------|--|--|---|----------------------------------|--|------|------|
| 市町村 | 町・大字 | 字 | 地番 | | | | | 町・大字 | 字 |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第5地割 | 50-11の一部 61-3 61-10 61-19 62-4の一部 96-13 | 60-6の一部 61-5の一部 61-14 61-20 62-6 | 60-7の一部 61-7 61-16 61-21 62-8 | 61-1 61-8 | 61-2の一部 61-9 61-17の一部 62-1の一部 62-10の一部 96-10の一部 | 南矢幅 | 第7地割 |
| 紫波郡 矢巾町 | 又兵エ新田 | 第6地割 | 16-3の一部 | 16-4の一部 | 16-5の一部 | 132の一部 | 187の一部 | | |
| 紫波郡 矢巾町 | 南矢幅 | 第6地割 | 170-1 171-2 172-4 172-9 178-13 | 170-2 171-3 172-5 172-10 178-14 | 170-4 172-1 172-6 172-15 178-15 | 170-5 172-2 172-7 173-1 | 171-1 172-3 172-8 178-12 | | |
| 紫波郡 矢巾町 | 南矢幅 | 第12地割 | 309-3 | 310-3 | | | | | |
| 紫波郡 矢巾町 | 南矢幅 | 第7地割 | 1-7の一部 67-5の一部 348の一部 | 1-9 286の一部 350-3 | 5-2の一部 294の一部 351-1の一部 | 66-1の一部 299-1の一部 | 67-1の一部 299-2の一部 | 南矢幅 | 第8地割 |
| | | | | | | | | | |

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の275千分の1地形図を使用した。(承認番号 平24情使 第244-GISMAP31217号)

岩手県 紫波郡 矢巾町管内図



矢幅駅前地区

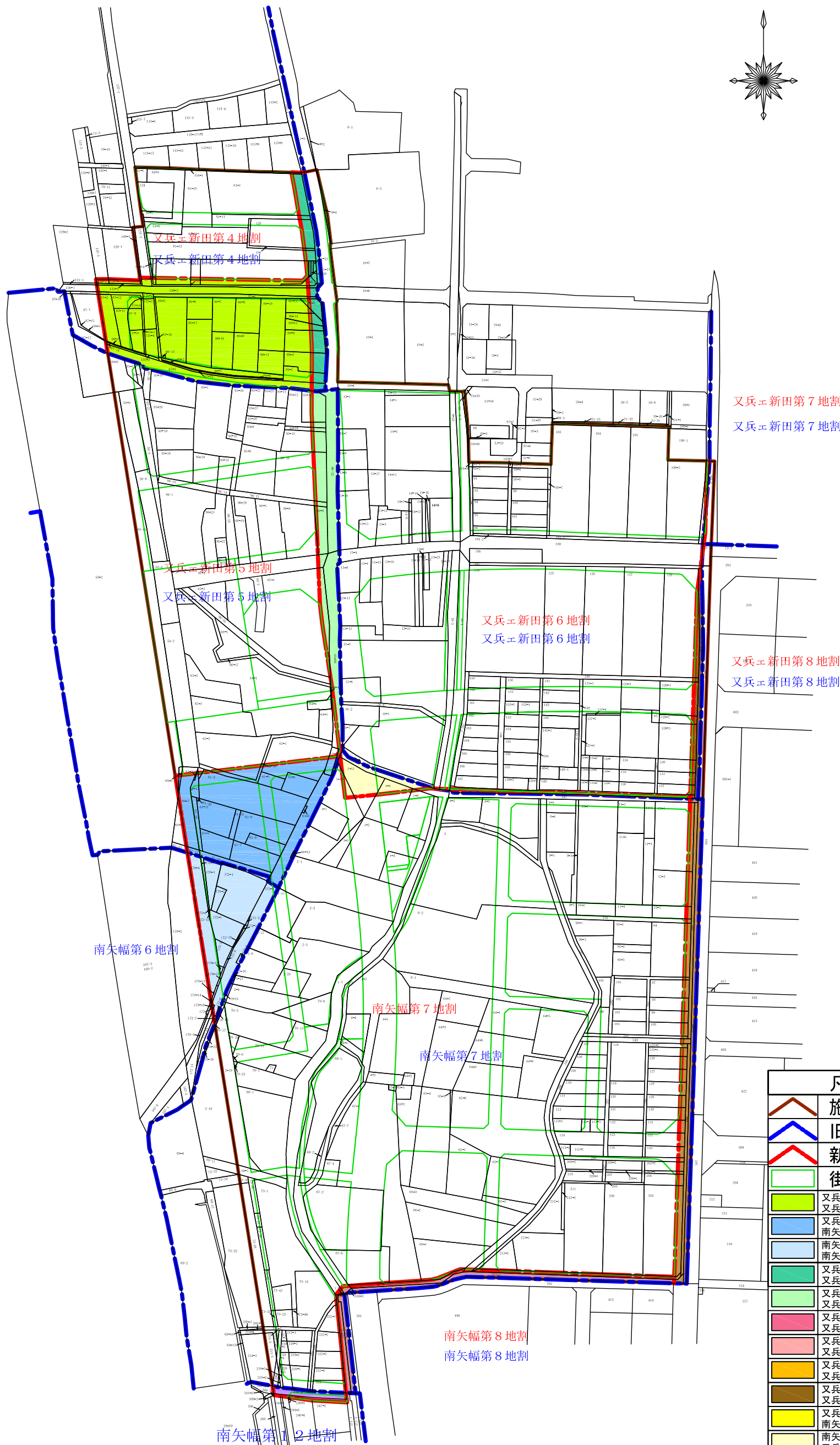
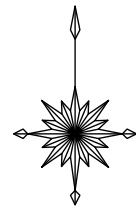
凡 例

- 市役所
- 町・村役場
- ⊙ 官公署(特定の記号のないもの)
- ⊙ 警察署
- X 交番・駐在所
- Y 消防署
- ⊙ 郵便局
- ⊙ 工場
- x 小・中学校
- ⊙ 高等学校
- ⊙ 病院
- ⊙ 神社
- △ 三角点
- ⊙ 寺
- ⊙ 博物館・美術館
- ⊙ 公民館
- ⊙ キャンプ場
- ⊙ 城跡
- ⊙ 史跡・名跡
- ⊙ 天然記念物
- ⊙ 温泉・鉱泉
- ⊙ 墓地
- JA 農協
- ⊙ 保育園
- ⊙ 幼稚園
- ⊙ 緑石のある標高点

| | |
|--------|------|
| 田 | 広葉樹林 |
| 畑 | 針葉樹林 |
| 果樹園 | 樹林 |
| 藁畑 | 竹林 |
| 茶畑 | しの地 |
| 平地の樹木畑 | 荒地 |

矢巾町役場

平成25年12月



| 凡例 | |
|----|-----------------------------|
| | 施行地区界 |
| | 旧字界 |
| | 新字界 |
| | 街区線 |
| | 又兵衛新田第4地割から 又兵衛新田第5地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第5地割から 南矢幅第7地割へ編入 |
| | 南矢幅第6地割から 南矢幅第7地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第4地割から 又兵衛新田第6地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第5地割から 又兵衛新田第6地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第6地割から 又兵衛新田第7地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第7地割から 又兵衛新田第6地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第8地割から 又兵衛新田第6地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第6地割から 又兵衛新田第8地割へ編入 |
| | 又兵衛新田第6地割から 南矢幅第7地割へ編入 |
| | 南矢幅第7地割から 又兵衛新田第6地割へ編入 |
| | 南矢幅第7地割から 又兵衛新田第8地割へ編入 |
| | 南矢幅第7地割から 南矢幅第8地割へ編入 |
| | 南矢幅第1,2地割から 南矢幅第7地割へ編入 |

発議案第1号

徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成30年 2月22日

矢巾町議会議長 廣田光男様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 矢巾町議会議員 | 村松信一 |
| 賛成者 | 〃 | 高橋安子 |
| 〃 | 〃 | 赤丸秀雄 |
| 〃 | 〃 | 昆秀一 |
| 〃 | 〃 | 川村よし子 |
| 〃 | 〃 | 米倉清志 |

徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書（案）

国指定史跡「徳丹城跡」の整備及び周辺区域の利活用を図り、地域活性化につながる対策を早期に推進することを求めます。

【理由】

「徳丹城跡」の周辺は、徳田地区の中心地として国道4号沿いに徳田小学校と旧商店街による街並みが形成されてきました。昭和44年に国指定史跡となって以来、保存と利活用のため関係者は移転し、それから現在まで史跡保存の方針で管理されていますが、当時の活気と賑わいが失われています。移転を迫られた関係者や地域住民は、活性化の視点での整備を約50年訴え続けてきました。前町幹部からは、矢幅駅前区画整理事業及び矢巾中学校移転事業の終了後に対応する主旨の回答をいただいていたが、未だに実現できずにいます。

幹線道路である国道4号が南北に縦断する史跡の潜在的価値を再評価するとともに、歴史、文化、産業などをテーマとした交流拠点の早期実現が望まれています。

つきましては、徳田小学校の移転検討と合わせて、地域資源である「徳丹城跡」を活用した徳田地区の活性化に速やかに着手することを要望するものである。

また、整備を進める上は、横断的なプロジェクトを立ち上げ、できること、できないことを明らかにするとともに、整備計画の早期策定など今後のスケジュールを示されたい。

具体的項目

1. 観光振興及び農商工連携を目的とした交流拠点の整備
2. 町歴史民俗資料館と曲がり家の改修及び利活用
3. 町立徳田小学校の移転検討
4. 国道4号沿い土地の利用促進
5. 徳丹城跡の文化財調査及び復元
6. 史跡周辺の道路等環境整備

上記のとおり、意見書を提出する。

平成30年 2月22日

矢巾町長 高橋昌造 様

矢巾町議会

議長 廣田光男